

入園のしおり

～未来へ羽ばたく子供たち～



社会福祉法人 鈴田福社会

幼保連携型認定こども園

すずたこども園

はじめに

「すずたこども園」は、昭和53年4月1日、認可保育園「鈴田保育園」として開設。平成27年4月1日より子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「幼保連携型認定こども園すずたこども園」として新たにスタートしました。

本日より、人間形成の一番大切な乳幼児期を迎えられるお子様をお預かりすることになります。お子様にとっても、保護者の皆様におかれましては、初めての集団生活で、新しい環境の中で生活するのはとても不安なことと思います。もしかしたら引っ越したばかりで、お知り合いもいない方もいらっしゃると思いますが、全職員でお子様を温かく見守り、一日でも早く安心して登園し、「すずたこども園に行きたい」と思ってもらえるよう、一人一人丁寧にかかわって参りますのでどうぞよろしく願いいたします。

すずたこども園では「子どもの主体性」を大切にされた教育・保育に取り組んでいます。各お部屋では、子どもたちが自らその主体性が発揮できるよう環境を整え、いろいろな経験を味わいながら、日々子どもたちは成長していきます。そして成長とともに、お友達と遊んだり、けんかしたり、協力して何かに挑戦したり、問題を解決したりと、そこには子ども同士の小さな社会が実現し、まさに大人の小社会を経験することになります。

その小社会をたくさん経験することで、小学校以降、大人になるまでの基礎が育まれていきます。いまの子ども達にとっては「遊ぶこと」がとても重要であり、それが「学び」の芽生えに繋がっているのです。

集団生活ではいろいろなことが起こります。なぜなら子どもたちは一人一人違う人間だからです。違う人間同士が同じ集団で生活することで、ケンカが起こります。でもケンカばかりしても楽しくないのでガマンしたり、助け合ったりすることを知っていくのです。それが「生きる力」に繋がります。そして「異年齢」でいろいろなチームをつくることで、年齢が下の子を上の子がお世話をすると、下の子が上になった時に下の子をお世話するようになり、何かが得意な子が教えるようになり、自分がすることに責任を持つようになり、みんなが同じことばかりすることより、たくさんのいろいろなことを経験して、楽しい園生活が送れるよう取り組んでいきます。

認定こども園すずたこども園
園長 廣瀬昌浩他職員一同

すずたこども園の教育・保育について

1. 教育及び保育理念

「いろいろな経験を通して、人間らしく生きる力を育み、
豊かな人間性を持った子どもを育成する」

～全職員が園児一人一人を理解し、

子どもの最善の利益を第一に考え、健やかな成長を図る～

2. 教育及び保育方針

○子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、

地域に開かれた教育及び保育を目指します。

○子どもの主体的な発達要求に繋がる環境を整え、

自ら考え判断、行動できるような人間像を目指します。

「すずたこども園」の教育課程その他の教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の発達及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めます。

3. めざすこども像

「元気で明るい子・素直でやさしく思いやりのある子」

○たくさん遊ぶ子ども

○だれとでも仲良くできる子ども

○自分で考え自分で行動できる子ども

○「あいさつ」「ありがとう」が言える子ども

4. めざす職員像

○一人ひとりの子どもの心に寄り添い、共感出来る保育者

○保護者との信頼関係を大切にし、子どもの成長を共に喜び合える保育者

○常に向上心を持ち、自己反省をしながら行える保育者

5. 教育及び保育の目標

○遊びや生活の中で豊かな体験を通じて、何かを感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになる。（個別の知識や技能の基礎）

○遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったこと等を使いながら、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすることができる。

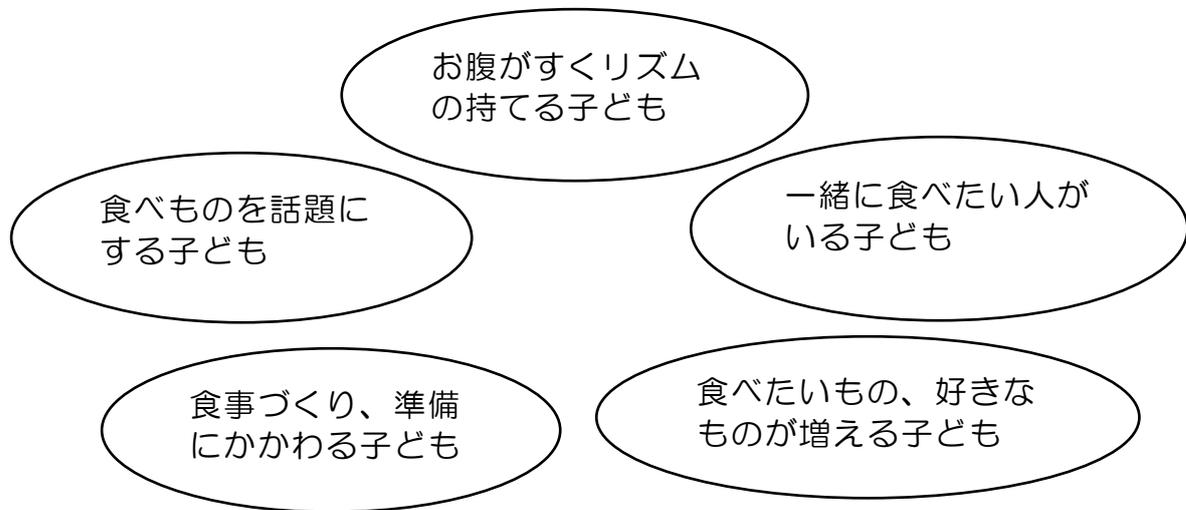
（思考力・判断力・表現力の基礎）

○心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営むことができる。

（学びに向かう力、人間性など）

6. こども園の給食

～楽しく食べる子どもに～



〈保育所における食育の計画づくりガイドより〉

- (1)旬の食材をできるだけ献立に取り入れ、地産地消に努めます。
(冷凍食品や加工食品はなるべく使わないようにしています。)
- (2)野菜や稲の栽培、梅干し作り、味噌作り、クッキングなどを行い、食の大切さを理解し、子どもたちがつくる喜びや楽しみを知り、美味しく食事が出るよう心がけています。
- (3)毎月の食育の日(19日)に、その年の食育テーマに沿ったお楽しみメニューを取り入れています。
- (4)0歳児は保護者と話し合いながら個人に応じた給食(ミルク、離乳食、幼児食)を提供します。
- (5)3歳以上児クラスは各自が食べる量を伝える事により、意思表示などができるようセミバイキング形式を取り入れています。
- (6)アレルギー食対応が必要なお子様の給食は、個別に配慮を致しますが、医師記載の「生活管理指導表」の提出が必要です。(最低年1回の検査提出)
- (7)月1回(変更有り、夏場除く)お弁当の日を設定しています。家庭からの「愛情弁当」をお願いします。お弁当の日は前もって連絡いたします。(ピックの使用は控えて下さい)

※(重要):お弁当で、避ける食材

- ・プチトマト(四等分可)・えだ豆・ナッツ類・うずらの卵・球状のチーズ
 - ・ぶどう、さくらんぼ(皮も口に残るので危険)・カップゼリー(こんにゃくゼリー)など
- 以上の物は、お弁当に入っていた場合はそのまま持ち帰りにさせていただきます。

〈長崎県事故防止ガイドラインより〉

- (8)毎月献立表は掲示板、園のホームページ等に掲載いたしますのでご確認ください。また、玄関入り口にその日の給食、収穫した野菜等の展示も行います。

すずたこども園からのお願い

1. 登園についてのお願い

- ◎お子さんをお預かりする時間は、通勤時間＋勤務時間＋送迎時間になります。
- ◎保護者がお休みの日は、お子さんの心身のゆとりの時間や、ご家族とのコミュニケーションの時間なども大切に考えていただけたらと思います。
- ◎土曜日の保育は保護者が勤務の方のみになります。ご兄弟の習い事や行事などを理由とした保育は、お預かりできませんのでご了承ください。

- (1) 開園時間 7:00～19:00 延長保育 18:00～19:00
遅刻、欠席の場合は、9時までに必ずご連絡下さい。（体調不良の場合は必ず電話での連絡をお願いします。私用欠席の場合ははいチースノートの連絡機能を使用されても大丈夫です）
- (2) お子様は、朝食をしっかりと食べて、原則として、園児服、体操シャツ・ズボンで登園して下さい。（3歳以上児）
- (3) お子様の登園は、保護者が責任をもって行い、保育教諭にお預け下さい。
- (4) 登園の準備時は、各クラスからお知らせがあります。
2歳児から5歳児は健康チェックカードに毎日必要事項を記入して持たせて下さい。
- (5) こども園でお子様か汗をかいたり汚したりしたときは、衣類を取り替えます。着替え等は、清潔なものを毎日持たせて下さい。また、汚れ物を入れビニール袋なども忘れない様お願い致します。
- (6) こども園では（預り保育含む）、毎日午睡（お昼寝）があり、バスタオル等を使います。毎日持ち帰りますので、お忘れにならないようお願いします。
- (7) 家庭からお菓子やおもちゃ等、個人の所有物は絶対に持たせないで下さい。失くしたり、教育・保育に支障がありますので、必ず守って下さい。（お土産やバレンタイン等）
- (8) 水分補給のため、水筒の持参をお願いします。（中身はお茶か水をお願いします）
- (9) 園庭用の靴は土曜日に持ち帰り、洗ってからご持参下さい。（0歳児1歳児のみ）
- (10) 髪の長い子は、家庭できちんと結んでから登園して下さい。尚、結ぶゴムは飾りがついていないノーマルな物でお願い致します。

2. お子様が病気のときのお願い

- (1) 病気や熱のあるお子様は、原則としてお預かりできません。症状が軽い場合は保育教諭へご相談下さい。預かった後37.5度以上の熱がある場合、一度連絡いたします。お子様の様子次第ではお迎えをお願いする場合があります。
- (2) **薬の服用はなるべくご家庭でお願いします。診察の際に、現在こども園に通っている事を医師に伝え、処方回数を1日2回にできないか相談をお願いします。**
園で服用しなければいけない場合は、必ず一回分のみを持参されて下さい。尚、「内服薬・外用薬の依頼書」の提出がないと服用することができません。「処方された薬の説明書」の提出もお願いします。※「内服薬・外用薬の依頼書」は、原本（4/1に1枚お渡しします）を各ご家庭にて保存していただき、コピーしてお使いください。なくした場合はメールからダウンロードしてコピーしてお使いください。
※記入漏れ、印鑑漏れがある場合は服用できません
※坐薬のお預かりは出来ません

(3) 感染性の病気について

○医師の意見書が必要（自筆）

はしか・風疹・結核・百日咳・腸管出血性大腸菌（O157）

○登園届（保護者が書く物）

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・水疱瘡・流行性耳下腺炎・プール熱・流行性結膜炎・手足口病・感染症胃腸炎（ノロ・ロタウイルス）・ヘルパンギーナ・ヘルペス・マイコプラズマ肺炎

※必ず受診は必要です。原本（4/1に1枚お渡しします）を各ご家庭にて保存していただき、コピーしてお使いください。なくした場合はメールからダウンロードしてコピーしてお使いください。

(4) 持病（ひきつけ、てんかん、ヘルニア、小児喘息、脱臼しやすい等）やアレルギー体質のあるお子様は事前にお伝え下さい。

(5) 家庭では、起床、洗顔、食事、就寝など規則正しい生活習慣を身につけるようにして下さい。

(6) 毎日入浴を行い、髪や身体を清潔にして下さい。また、手や足の「爪」は、不潔にならないよう必ず切って下さい。（毎週月曜日：清潔検査）

(7) 園内での病気の流行などについては、「園だより」や「保健だより」でお知らせしますので、家庭でも予防接種、予防措置をお願い致します。

3. お迎えについてのお願い

(1) 開所時間 午後7時00分まで

保育標準時間 午後6時00分まで（午後6時以降は延長保育）

保育短時間 就労の場合 午後4時30分まで（延長時間は都度ご相談ください）

育休、就職活動の場合 午後4時00分まで（延長時間は都度ご相談ください）

幼稚園部 午後2時00分まで（午後2時以降は預り保育）お預かり致します。

※急用や交通渋滞などでお迎えの時間が遅れるときは午後7時前に必ずご連絡下さい。

(2) お迎えは、未満児は部屋の中まで、以上児は廊下までとします。荷物の忘れ物がないよう確認をお願いします。お子様は、先生と「帰りのご挨拶」を必ずすることになっていきますので、無断でのご帰宅は、絶対にしないで下さい。

但し、午後5時以降のお迎えは遅番のお部屋（ちゅうりっぷ組、以上児クラス）に移動しますのでお部屋の前で「帰りのご挨拶」をお願いします。

(3) 延長保育等の料金は別紙のとおり。

(4) お迎えは必ず保護者の方でして下さい。明るい笑顔でお迎え下さい。また、他の人にお迎えを頼むときは、事前に「お迎えの委任状」を、緊急の場合は「児童引受書」を提出して頂きます。連絡もなく確認が取れない時は、お子様をお渡しできない場合があります。なお、お子様の体調等の変化を考慮し、直接習い事や塾などにお渡しすることはできませんのでご了承ください。

(5) こども園からの連絡は、毎月のお便りや印刷物、掲示板、はいチーズノート、園のホームページ等で行いますのでご確認ください。

★(6) 車での送迎については、子供の飛び出し等に十分注意し、最徐行による進入をお願いします。必ず駐車場に駐車しエンジンを切りロックして下さい。尚、駐車場での事故・盗難等についての責任は、当園は一切負いません

★(7) 玄関自動ドアのボタンは必ず保護者の方が押してください。飛び出し事故の原因となります。

4. その他のお願い

- (1) お子様の洋服や下着等持ち物には、全部名前を書いて下さい。また、こども園のシャツやズボンを借りた方は必ずお返し下さい。但し以上児のハンカチと手拭きタオルにつきましては衛生面を考慮し、こちらで支給しますので110円のお支払いをお願いします。
- (2) 保育料は、毎月20日前後（金融機関が休業の場合は翌営業日）の登園時に直接、事務所へお納め下さい。（降園時、土曜日は受付出来ません）なお、納入が遅れると、お子様の入所が解除される場合がありますのでご注意下さい。
- (3) 3歳以上児は保育園部の主食費月1000円、副食費月4500円、幼稚園部の給食費が月4000円、個人負担となります。保育料と同じ毎月20日前後にこども園にお納めください。
- (4) 延長保育料、預かり保育料は、翌月の5日までに専用の集金袋で徴収します。
- (5) 園児服、体操シャツ、体操ズボン、体操帽子、教材は個人所有といたします。こども園指定のものを、保護者で購入していただきます。尚、帽子は毎日持ち帰りをお願いします。
- (6) こども園では、事故のないよう十分注意して保育を致しますが、万一、園内で事故が発生し、怪我をした場合は、応急処置をして保護者の方に連絡すると共に、必要に応じて病院で治療を受け、医師の指示に従います。なお治療費等については独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済又は、賠償責任保険によりお支払い致します。なお、年1回安全会費として、全園児200円程度を4月に集金します。保育料徴収日に集金します。
- (7) 2週間以上長期欠席をされると、市へ届け出るようになっており、場合によっては退所となることがあります。ご注意下さい。
- (8) 中途退園、転園、休園をされる場合は、早目に申し出て所定の手続きをして下さい。
- (9) 保護者の勤務先、勤務時間や住所等の変更があった場合は、必ず変更届が必要になりますので、事務所までお知らせ下さい。また、産前産後から「育児休暇」に変更になる場合も同じく必要になります。
- (10) 苦情処理制度の設立により「苦情申出窓口」（別紙）があります。こども園（職員）に対するご意見や教育・保育のご相談は、いつでも受け付けますのでご遠慮なくお申し出下さい。なお、苦情の件数の結果については「園だより」等で公表いたします。
- (11) SNSネットワークでの職員との個人的な連絡や質問については回答出来かねます。必ずこども園の担任に直接お願いします。
- (12) 情報公開により、社会福祉法人鈴田福祉会の予算・決算・事業計画・事業報告・役員会議事録等の書類をこども園事務所において閲覧できます。必要な方はお申し出下さい。
- (13) 災害の発生や、発生が予想され、こども園に受け入れが不可能と判断した場合、登園をお断りすることがあります。緊急の連絡は、はいチースノート、ホームページ上で行いますので、必ず登録、確認をお願いします。
第1避難場所 当園園庭：第2避難場所：鈴田出張所
※なお、大雨、台風、地震等により避難準備等の指示が出た場合、は休園及びお迎えの要請の可能性もありますので、災害時の情報等には十分ご留意ください。（詳細は別紙）
- (14) 園内外で（各種行事を含む）保護者の方の撮影した他の子どもの顔などは、その子どもの保護者の方の同意を得ない限りは、SNSや他者に提供したりしないようお願いいたします。

